給与支払報告書提出の際のお願い

平成29年度(平成28年分)給与支払報告書より、給与支払報告書総括表にもいわゆるマイナンバー(個人 番号・法人番号)の記載が必要になっております。これに伴い、個人事業主の方については、給与支払報告書 提出の際に事業主の方の本人確認(番号確認及び身元確認)を行う必要がありますので、以下のものをお持ち ください。なお、郵送の場合でも以下と同様に確認書類を同封してください。

個人事業主の方が提出する場合(法人は確認対象外です)

- ※マイナンバーカードなら①と②の両方の確認が可能です。 ①マイナンバーの番号がわかるもの
- ②本人確認ができるもの(免許証など)

代理人の方が提出する場合

- ①個人事業主の方からの委任状 ※任意の様式でも結構です
- ②代理人の方の本人確認ができるもの(免許証など)
- ③個人事業主の方のマイナンバーの番号が確認できるもの

【問い合わせ先】

税務課 電話42-2111 (内線216)

国民健康保険 後期高齢者医療

確定申告で医療費控除を行う方へ

確定申告に使用することができる「医療費支払通知書」を送付します。医療費控除額がある場合、控除額を 記載した確定申告書に①~③のいずれかの書類を添付してください。

- ①「医療費支払通知書」
- ②「医療費支払通知書」と、その医療費支払通知書に記載のない医療費の額等を個別に記載した「医療費控除 の明細書
- ③ 支払った医療費の額等を個別に記載した「医療費控除の明細書」

医療費支払通知書は、2月末にお届けする予定です。これは、通知書作成に必要なデータが、病院から2月 中旬に提供されるためです。医療費支払通知書が届く前に申告する場合は、③の「医療費控除の明細書」を確 定申告書に添付してください。

国民健康保険と後期高齢者医療の医療費支払通知書は、発行元が別であるため、お届け時期が異なることが ありますのでご了承ください。

また、確定申告で医療費控除を行わない方は、ご自身の健康管理および医療費の適正化のため、通知書が手 元に届きましたら、今一度受診状況をご確認くださるようお願いします。

【問い合わせ先】国民健康保険については、市役所市国民健康保険課 電話42-2111 (内線272) 後期高齢者医療については、後期高齢者医療広域連合 電話017-721-3821

要介護認定者に対する税の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等を所持していない満65歳以上の方で、要介護/要支援認定を受けていて次の要件に該当する場 合は、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除対象者認定書を添付することで障害者控除が受けられます。 申請者は被保険者本人、または被保険者本人を扶養控除対象としている親族です。

障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申 告を行う前に申請してください。

障害者控除の対象となる要件	区分	控除額(所得税)	控除額(市・県民税)
●要介護1~3の高齢者●要支援1~2の認知症高齢者で、日常生活自立度 Ⅱa~Ⅲbの方	障害者控除	27万円	26万円
●要介護4~5の高齢者●要支援1~2または要介護1~3の認知症高齢者で、日常生活自立度IV~Mの方	特別障害者 控除	40万円	30万円

注意点 対象となるのは、令和2年12月31日(死亡者は死亡日の翌日)を基準として、それ以前に6カ月以 上の介護認定期間があった方です。令和2年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用と なります。障害者手帳を所持している方でも、この認定によって障害者控除から特別障害者控除となる 場合は申請が可能です。

申請 介護保険被保険者証(オレンジ色)にて介護度をご確認の上、認め印を持って介護課へお越しください。 認定書の交付 申請された内容について審査した上で郵送により認定書を送付します。被保険者一人につきー 通のみの交付となります。

【問い合わせ先】介護課 電話42-2111 (内線234)

農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請仮受け付け

4月から使用する農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請を次のとおり仮受け付けします。希望される 方は必要書類を揃え、申請してください。

なお、令和3年度税制改正により免税軽油制度が継続されない場合は、免税証は交付できません。制度が継 続された場合に、仮受け付けを行った方に免税証を4月上旬に交付する予定ですので、あらかじめご了承くだ さい。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスク着用等のご協力をお願いします。

間 9時~15時 **受け付け** 1月29日(金)まで **時**

所 五所川原合同庁舎(五所川原警察署となり) 県税部内

必要書類等 ①認め印 ②農地基本台帳登載証明書(農業委員会で発行したもの) ③免税軽油使用者証(初 めて申請する方を除く) ④返信用郵便切手414円分 ⑤使用機械の譲渡証明書(初めて申請す る方および使用者証登録機械に追加のある方のみ) ⑥県証紙400円分(初めて申請する方、使 用者証の有効期限が切れる方、使用者証登録機械に変更のある方、使用者証を紛失した方)

その他、必要書類等に関するお問い合わせは、次の連絡先までお電話ください。

【問い合わせ先】西北地域県民局 県税部課税課 電話34-2111 (内線207)

農地基本台帳登載証明書の交付申請について

農業用免税軽油使用者証・免税証の交付申請(西北地域県民局県税部で仮受け付け中)に必要な「農地基本 台帳登載証明書」の交付申請を受け付けしています。個人の方は認め印、法人等は法人印等を持参の上、農業 委員会事務局(市役所3階)までお越しください。共同申請の場合は「免税軽油共同使用者証」を、同一世帯 以外の申請は「免税軽油使用者証」を持参してください。

※使用者証がない場合や共同使用者証の名義と農業委員会の経営主が異なる場合は、委任状が必要です。

また、農作業のうち基幹的な作業(専ら機械を使用して行われるもの)をすべて受託している農家で、免税 措置を受ける方は、農業委員会が発行する「耕作(農作業受委託)証明」が必要となります。「農作業受委託契 約書」と個人の方は認め印、法人等は法人印等を持参して申請してください。

※手数料は一人分300円です。

稲垣出張所、車力出張所、つがる出張所での受け付けは次のとおりです。なお、新型コロナウイルス感染予 防のため「マスク」の着用をお願いします。午前の申請は込み合いますので、午後の申請をお勧めします。微 熱の方や体調がすぐれない方は、ご遠慮願います。また、検温および換気等感染防止措置へのご協力をお願い します。換気等で寒い場合があるかと思いますので、防寒具の準備をお願いします。

場所	受付日時	備考	
稲垣出張所	1月22日(金) 9時30分~16時	「耕作(農作業受委託)証明」は交付でき	
車力出張所	1月26日(火) 9時30分~16時	ません。	
つがる出張所 (イオンモールつがる柏内)	毎日 (12月29日~1月3日は除く) 10時~19時	「共同の場合の台帳登載証明書」と「耕作 (農作業受委託)証明」は、交付できません。	

【問い合わせ先】農業委員会事務局(市役所3階) 電話23-3622(直通)

木造・稲垣一般廃棄物最終処分場 自己搬入の受け入れ一時停止のお知らせ

木造・稲垣一般廃棄物最終処分場では、次の期間中に電気工事を実 施するため、施設が停電となります。

停電時の搬入については、事故に繋がる危険性が高いことから、自 己搬入の受け入れを停止いたします。

ご不便をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いします。

受け入れ停止期間 2月15日(月)~2月17日(水)終日

【問い合わせ先】環境衛生課 電話42-2111 (内線283)



不燃ごみの自己搬入を受け入れる 木造・稲垣一般廃棄物最終処分場